

社会保険労務士法人 アドバンス



ふくおか「働き方改革」推進企業認定制度 認定企業



認定番号		17001	新規認定日	平成30年2月7日
企業概要	所在地	福岡市中央区舞鶴2-2-11 8階	業種	社会保険労務士業
	代表者	代表社員 伴 芳夫	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険・社会保険事務手続き代行 ・人事・労務に関するコンサルティング（就業規則作成他） ・障害年金申請代行 ・セミナー開催等による情報提供 など
	電話番号	092-713-6064		
	ホームページ	https://van.gr.jp/		

働き方改革の目標	①男性職員の育児休業取得率 100%	働き方改革の主な取組み	○男性職員の育児休業取得促進に向けて； ・これまでの育休取得実績を紹介する。 ・育休取得時の最初の5労働日を有給休暇としている。
	②年次有給休暇の取得率（グループ全体で） 80%以上		○年次有給休暇の取得率アップに向けて； ・労働基準法第39条第6項に基づく年次有給休暇の計画的付与を利用し、リフレッシュ休暇（年次有給休暇5日＋休日等）を年間1回必ず取得する制度を運用する。 ・事務所の休業日を設定し、年次有給休暇の取得促進日として取得を推奨する。
	③ワーク・ライフ・バランス（治療や介護、妊活等と仕事の両立）の実現		○ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて； ・1日の所定労働時間を減らす形ではなく、休日を増やす形での「短時間正職員制度」の再周知 ※治療、育児、介護など理由不問とし、ライフステージに応じて利用が可能

当事務所は正社員比率も高く、育児や介護と仕事の両立に関しての悩みを抱えている職員も多いため、その悩みにしっかりと寄り添って支援できる制度づくりにはこれまでも特に力を入れてきました。ただし、そういった制度を導入する際は、対象となるスタッフの意見だけを聴くのではなく、その周囲のスタッフとのバランスが取れた制度にすることを心掛けています。そのような方針で、実際に発生した課題を一つ一つ「解決」していくことで、大きな「働き方改革」へ発展するのだと思います。そのためには、スタッフとの日頃からの密なコミュニケーションが最も重要ですので、仕事以外でもコミュニケーションのとれる場所や機会づくりを積極的に進め、口だけではなくまずは「隗より始めよ」をモットーに行動する社労士事務所を目指していきます！

